

■ 4条1項11号

不服 2025-007065

＜本願商標＞



第18類「かばん類，トートバッグ，スーツケース，リュックサック，袋物，キーケース，カード入れ，財布，携帯用化粧道具入れ，傘，蹄鉄，レザークロス，皮革，皮革製包装用容器，ペット用被服類，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，乗馬用具」

第25類「被服，ガーター，靴下留め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，靴保護具，仮装用衣服，運動用特殊靴，運動用特殊衣服（「水上スポーツ用特殊衣服」を除く。）」

及び第9類、第14類、第16類、第20類、第21類、第24類、第26類

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「サムズ」（標準文字）

第35類「衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，・・・他」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（１）本願商標について

本願商標は、・・・、青色の太字で「SAM'S」の文字を横書きにしてなるところ、本願商標の構成中「SAM」の欧文字は、「サム《男性名；Samuelの愛称》」の意味を有する語であり、「-'S」（アポストロフィーS）は「名詞の所有格語尾」であって「-

の」といった意味を表すものとして親しまれているものである（いずれも「新英和中辞典第7版」研究社参照）。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して「サムズ」の称呼を生じ、「サムの」ほどの観念を生じるものである。

（２）引用商標について

引用商標は、「サムズ」の片仮名を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書等に載録された既成語ではなく、我が国において特定の意味合いを有する語として親しまれているという事情も見いだせないことから、特定の意味合いが生じない造語と認められるものである。

したがって、引用商標は、その構成文字に相応して「サムズ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

（３）本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の外観についてみるに、欧文字と片仮名の相違、色彩の相違、文字数の相違等により、両者の外観の印象は大きく異なるから、両商標は、外観上、判然と区別し得るものである。

称呼については、本願商標と引用商標とは「サムズ」の称呼を共通にするものである。

観念については、本願商標は「サムの」ほどの観念を生じるものであるのに対し、引用商標は特定の観念を生じないものであるから、両者は相紛れるおそれはない。

以上によれば、本願商標と引用商標とは、称呼を共通にするとしても、外観上、判然と区別し得るものであり、観念においても相紛れるおそれはないものであるから、その外観、観念及び称呼等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である。

（４）まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標の指定商品と引用商標の指定役務の類否を検討するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

SAM'S

本願商標「**SAM'S**」と引用商標「サムズ」は、称呼を共通にするとしても、外観上、判然と区別し得るものであり、観念においても相紛れるおそれはないものであるから、その外観、観念及び称呼等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

今回の事件も、称呼が同一で、文字種が異なる商標の類否が争われたケースといえるでしょう。一見すると、引用商標「サムズ」は、本願商標「**SAM'S**」の文字種を変換したものであって、アルファベットと片仮名の相互変換は広く一般的に行われていることから、両商標の外観上の印象はあまり違いがないようにも思われます。しかし、審決では、「両者の外観の印象は大きく異なるから、両商標は、外観上、判然と区別し得るものである」と認められています。

SAM'S

そして、本願商標「**SAM'S**」からは「サムの」の観念が生じることから、たとえ両商標の称呼が共通するとしても、これらの外観、観念及び称呼等によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標であると結論付けられています。

個人的には、両商標の観念の違いが、外観と称呼の共通性を凌駕しているとは思えず、これらの商標が非類似とされた本審決については首肯できないものがありますが、皆様はどうお考えでしょうか。

ちなみに、引用商標「サムズ」の商標権者は「株式会社ウオロク」で、この企業は新潟県を中心にスーパーマーケット事業を展開しているようです。インターネットで調べたところ、この「サムズ」の欧文字表記は「**SOMES**」のようであり、たしかに「**SAM'S**」と「**SOMES**」であれば、これらを非類似と判断しても問題ないようにも思います。もしかすると、特許庁の審理では、このあたりの事情も（密かに）考慮されたのではないかと思います。

（弁理士 永露 祥生）
< 2025年11月16日 >